

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 9 号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 18
年川崎市規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（２）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第
2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明すること
その他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるた
めに運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を
証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を
行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づ
く電子署名

第 14 条の表の 1 の項中「個人番号カードに記録された」を削り、「提示」
の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 18 条の 2 第 6 項の規定による同法第
2 条第 8 項に規定するカード代替電磁的記録の市長等への送信」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。